

報道機関各位

## 入院の際の連帯保証人が不要になります (入院時連帯保証人代行制度の導入について)

令和7年1月から県立4病院において、「入院時連帯保証人代行制度」を順次開始します。この制度の導入により患者さんご自身で連帯保証人を準備する必要がなくなり、入院手続きの負担が軽減されます。

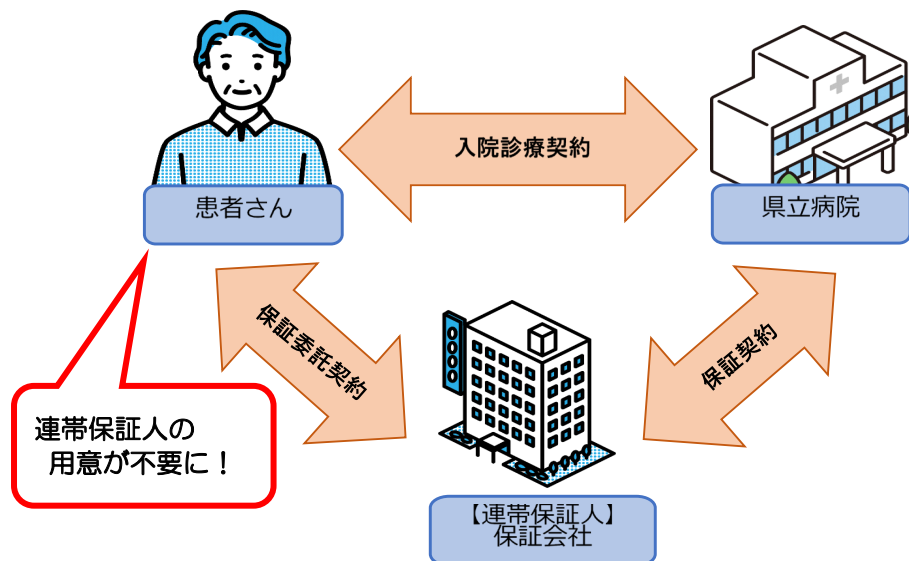
つきましては、下記について取材いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 導入時期 令和7年1月～
- 2 対象者 県立4病院の入院患者
- 3 利用料金 無料
- 4 サービス内容

患者さんは、入院する際に、県が契約する保証会社との間で保証委託契約を結ぶことで、保証会社が、患者さんと病院との間の入院診療契約の連帯保証人となる（入院申込と一体的に申込むため、別途の手続き等は不要）。

### 【イメージ図】



### 【問合せ先】

山形県病院事業局県立病院課  
課長補佐 三浦 (TEL023-630-3104)  
(報道監)  
病院事業局長 竹田